

――NISA(少額投資非課税制度)にかかるお知らせ――

当金庫の「非課税口座約款」の「2. 非課税口座開設届出書等の提出 (1)」における「当金庫が別途定める日」(非課税の特例の適用を受けるための各種書類のご提出期限)は、非課税の特例の適用を受けようとする年に応じ、原則として以下のとおりとします。

- ・各勘定設定期間の最終年(平成 29 年、33 年または 35 年)の場合

その年の8月31日

- ・各勘定設定期間の最終年以外の年の場合

その年の10月31日

飯塚信用金庫